

社会福祉士養成教育における「偏見・差別」問題の捉え方

板垣 直子^{*1}

要旨：2020年度「社会福祉士の倫理綱領」が改訂され、2021年度からは社会福祉士養成における新カリキュラムがスタートしたばかりであるが、新倫理綱領、新カリキュラムは「偏見・差別」問題に対応し向き合えるものとなっているであろうか。本稿において「偏見・差別」問題について取り上げつつ考察した結果、新倫理綱領が改訂されない中、新カリキュラムは学ぶ科目、単元が増えたことは評価できたが、そのことが質の高い社会福祉士養成教育にどのように繋がるか見えてきた課題を今後の研究に活かすこととした。

キーワード：偏見・差別、社会福祉士養成教育

I. 研究背景と目的について

社会福祉士として任務を遂行するにあたりその拠り所とされるものが倫理綱領であり、倫理綱領を行動レベルに具現化されたものが行動規範である。「ソーシャルワーカーの倫理綱領」^{注1)}は2020年6月2日付で改訂され、公益社団法人日本社会福祉士会ではソーシャルワーカーを社会福祉士と置き換えた「社会福祉士の倫理綱領」^{注2)}として採択している(2020年6月30日採択日本社会福祉士会)。倫理綱領の改定に伴い、「社会福祉士の行動規範」^{注3)}も2021年3月20日に新たに採択されている。「社会福祉士の倫理綱領」には、社会福祉士として「偏見・差別」について排さねばならないことが挙げられていることもあり、筆者自身社会福祉士として「偏見・差別」のない世の中作りに貢献したいと考えたことが研究の背景である。

「偏見・差別」問題については、ナチス・ド

イツの集団殺害や、南アフリカ共和国のアパルトヘイト等の人種・民族にみる世界規模の歴史的重大事実から、日本においては特定の地域や出自における部落差別(同和問題)や、障害者・ハンセン病患者に対する隔離政策・優遇手術等がある。これらのある特定集団に対する組織的な「偏見・差別」問題に対して、我々社会福祉士は真摯に向き合い過去の過ちから学ばなければならないことは言うまでもない。しかし、人間の尊厳という根源を見直し人権問題に取り組まなければいけない地域共生の潮流下にある現代にも関わらず、「偏見・差別」という社会問題は後を絶たないどころか、ますます偏見が差別を生み社会的排除を助長させている現状にある。「偏見・差別」を要因とする社会的排除の助長の促進となる原因は一言で表現できるものではなく非常に難しいが、グローバル化が進み地域や国を超えて対人交流が活発にできる時代となり、加えてSNSの普及に伴い共通の趣味

*1 東北文化学園専門学校 社会福祉科

活動等似た思考の者同士が気軽に交流できる時代となったことも原因の一つと考えられる。共通の趣味等で交流する、そのこと自体は大変好ましいことであるが、先述の通りある特定集団に対する「偏見・差別」意識を持つ者同士が交流し気軽な気持ちで意見交換していたつもりであっても、それが歪んだ認知の増幅に繋がり、後に集団として活動することで憎悪犯罪、憎悪表現（ヘイトスピーチ）となる恐れもある。また、憎悪犯罪、憎悪表現（ヘイトスピーチ）までは至らずとも、無知の為にふとしたSNSの眩きが発した本人すら気付かないままに人を傷つけてしまう「偏見・差別」もあろう。現代に生きる我々にとって、「偏見・差別」問題はいつ何時自分に向けられ、いつ何時自分が侵してしまう恐れもあることを改めて自覚し、常に意識し向き合わねばならない問題であると言える。

本研究の最終目的は質の高い社会福祉士を輩出するための養成教育の在り方を模索し続けることにある。しかし、社会福祉士養成教育に目を向けてみると社会福祉士の質の向上を目指す上で欠かせない人間の尊厳、人権問題を学ぶ重要性があるにも関わらず、「差別・偏見」に関して学ぶ科目、単元は思いの外少ないことに気付く。よって今回の研究において、社会福祉士として倫理を遵守しながら、「偏見・差別」のない世の中作りに貢献できる社会福祉士を養成する教育内容について考察したいと考えている。

II. 研究方法

まず、「偏見・差別」とは何かを諸文献等から明確にする。そして、「社会福祉士の倫理綱領」から「偏見・差別」に関する項目について抜粋し、旧倫理綱領と比較しながら考察する。次に、社会福祉士養成課程のカリキュラムの「偏見・差別」について学ぶ教育目標、該当科目、単元を該当ガイドから取り上げ、社会福祉分野において現在問題、話題となっている「偏見・差別」について対応し得るものなのか、考察を深めていくこととする。

III. 「偏見・差別」について

1. 「偏見・差別」とは

広辞苑によると、「偏見」とは「かたよった見解。中正でない意見。」¹⁾であり「差別」とは「差をつけて取りあつかうこと。わけへだて。」²⁾としている。また、東京都足立区では、「偏見」とは偏ったものの見方や考え方を言い、「思い込み」「決め付け」と言い換えられ、この「偏見」や固定観念・世間体を気にする意識等が表現や行動として外部に現れることによって起きるのが「差別」である³⁾と指摘している。すなわち、「差別」の前提には、「偏見」があると言える。

また、北村・唐沢(2018)^{注4)}は、社会心理学の観点から、「偏見・差別」とは、「典型的にはある集団に属する人々に対して特定の性格や資質をみんながもっているように見えたり信じたりする認知的な傾向をステレオタイプといい、これに好感、憧憬、嫌悪、軽蔑といった感情を伴ったものが「偏見」、そしてこれらを根拠に接近・回避などの行動として現れたものを「差別」である⁴⁾と称している。さらに、「人には味方と敵を分けるという心理が働き、自分にとって大切な味方を内集団、それ以外を外集団と区別し、自尊心が傷つく、経済的な安定を失う、自分の価値観が脅かされるといった状況では外集団を差別する傾向を強める⁵⁾」と指摘している。このことから、一般に社会心理学では、「偏見・差別」は一個人の先入観ではなく、ある集団がある相手の社会集団と区別することで生じるとしている。

確かに、歴史的重大事実のナチス・ドイツの集団殺害、南アフリカ共和国のアパルトヘイト等の人種・民族問題、日本における特定の地域や出自における部落差別（同和問題）や、障害者・ハンセン病患者に対する隔離政策・優遇手術等は、ある特定集団に対する組織的な「偏見・差別」である。しかしながら、近年の小田原生活保護ジャンパー事件^{注5)}や相模原殺傷事件^{注6)}を見ると一小集団や一個人の先入観に端を発していることから、社会心理学の観点から見る「偏見・差別」問題と、近年の「偏見・差別」問題では少し質が変化していると考えられる。

2. 「社会福祉士の倫理綱領」における「偏見・差別」について

先述の通り、「社会福祉士の倫理綱領」（2020年6月30日採択日本社会福祉士会）は改訂された。改訂の大きな内容としては、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義への変更、社会環境の変化に対応し得る社会福祉士の役割の多様化等^{注7)}である。その中で「偏見・差別」の項目について抜粋し考察する。「偏見・差別」の文言に太字、アンダーラインを引いて強調する。また、旧倫理綱領^{注8)}と比し、「偏見・差別」はどのように変化して取り上げられているか比較検討することとする。

「社会福祉士の倫理綱領」（2020年6月30日採択日本社会福祉士会）

原理

Ⅲ（社会正義）社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

※旧倫理綱領との比較は、「無関心」の文言が追加されている

倫理基準

Ⅰクライアントに対する倫理責任

3.（受容）社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。

※改定なし

Ⅲ社会に対する倫理責任

1.（ソーシャル・インクルージョン）社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。

※旧倫理綱領との比較は、「無関心」の文言が追加されている

上に示したように、「偏見・差別」については、

旧倫理綱領と比較したが改訂はなく、「無関心」という文言の追加に留まることがわかる。社会福祉士は、社会正義を貫き、倫理責任を果たすためには「無関心」ではいられないことを強調する形となっている。

日本のソーシャルワーク発展に寄与した仲村優一（1999）^{注9)}は、「ソーシャルワーカーは常に正しい情報を人々にもたらし、誤った偏見や差別をなくすよう働きかけること、いつの時代も倫理感覚のなさや無知、偏見、差別があり悲劇は繰り返されたため、過去の過ちをきちんと捉え二度と繰り返さないという決意が必要である」⁶⁾ことに言及している。知らないままに誤った情報や経験に遭遇すると、人々は偏った考えを抱いてしまうからこそきちんとした倫理感覚を抱くことの大切さを、今から20年前以上に発行されたガイドで指摘している。また、「全ての自己実現と自己決定の権利を尊重する、他人の権利を侵害することを許してはならない、社会的、経済的弱者、少数派の人権擁護を代弁することがソーシャルワークの出発点であり、今後受け継いでいくべきアイデンティティである」⁷⁾とソーシャルワーカーに訴え掛けている。

「社会福祉士の倫理綱領」の原理（人間の尊厳）において、「ソーシャルワーカーは、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。」⁸⁾とある。「社会福祉士の倫理綱領」は、あらゆる人々の人権を守り支援することも社会福祉士に求められる重要な役割であることが明記されている。

3. 社会福祉士養成新カリキュラムと「偏見・差別」について

社会福祉士の養成教育については、厚生労働省より、「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」^{注10)}が発表され、新たなカリキュラム内容の方向性が示された。2019年度から周知され、2021年度から本格導入されている。新カリキュラムの目的は、地域共生社会の実現を推進し新たな福祉ニーズに対応するために、ソーシャルワークの専門職

である社会福祉士がその役割を担っていくことができるような実践能力習得にある。また、「社会福祉士養成課程のカリキュラム令和元年度改定」（令和2年3月6日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策）^{注11)}においては、各養成科目の「ねらい（目標）」、「教育に含むべき事項（内容）」と想定される教育内容の例」が示されている。その中で、「偏見・差別」に関する項目が含まれている科目は、「社会学と社会システム」、「社会福祉の原理と政策」、「障害者福祉」、「貧困に対する支援」、「権利擁護を支える法制度」の5科目であった。それに準じた教材は各出版社発行の社会福祉士養成講座ガイドに見られるが、筆者が所属する養成課程において採用している中央法規出版の「最新・社会福祉士養成講座」（精神保健福祉士養成講座との共通科目、社会福祉士養成講座の専門科目）シリーズのガイドを対象とすると、「最新・社会福祉士養成講座」（精神保健福祉士養成講座との共通科目）では養成科目同様「社会学と社会システム」、「社会福祉の原理と政策」、「障害者福祉」、「権利擁護を支える制度」であった。また、「最新・社会福祉士養成講座」（専門科目）では「貧困に対する支援」^{注12)}であった。以下、それぞれのガイドから「偏見・差別」について学ぶべき項目から該当ページを読み込みまとめ、考察を加えていくこととする。

1) 「社会学と社会システム」

「社会学と社会システムにおいては、教育に含むべき事項（内容）」として「市民社会と公共性」の中の想定される教育内容に「**差別と偏見**」があり「ラベリング理論、逸脱、マイノリティ（LGBT等を含む）、社会的排除、排斥」が含まれている。ガイド該当ページはP134～144であった。このガイドの該当ページでは、「偏見・差別」の実態を「あいりん地区」を取り上げながら、偏見と差別について分けて指摘している。偏見においては社会心理学者オルポートによる「誤った柔軟性のない一般化に基づいた反感」を定義づけ十分な証拠なしに他人を悪く考えることが偏見であると指摘している。また、必ずしも偏見解消とは繋がらないもののオルポートの偏見解消の方法として接触仮説を提唱

し、相手に対する知識の欠如が偏見の要因であるため、異なる集団間の成員が接触することで両者の関係が改善すると主張したことを挙げている。

また、リップマンのステレオタイプについて、細部を見ようとする際に生じる多大な労力や時間を省くものとしてステレオタイプを捉えたが、ステレオタイプは複雑な社会をシンプルに読み解く認知構造であり、それ自体が必ずしも社会的に害悪をもたらすものではないが、ステレオタイプが反感や敵意を伴う場合、偏見と結びつきやすく社会にさまざまな害をもたらすと考えられていることを指摘している。また、社会学の分野において1960年代に登場したラベリング理論が偏見と深く関連していることから、ベッカーとレマートを挙げている。

差別についてはある集団やそこに属する個人がほかの主要な集団から社会的に忌避・排除されて不平等・不利益な取り扱いを受けることを指し、偏見が主に意識がかかわる概念であるのに対し、差別は行為にかかわる概念であると指摘している。

2) 「社会福祉の原理と政策」

「社会福祉の原理と政策」においては、教育に含むべき事項（内容）」として「社会問題と社会構造」の中の想定される教育内容に「現代における社会問題」があり「貧困、孤立、失業、要援護性、**偏見と差別**、社会的排除、ヴァルネラビリティ、ニューリスク、依存症、自殺」が含まれている。ガイド該当ページはP93・94の2ページのみであった。「偏見・差別」の一例として部落問題（同和問題）があるとだけ触れている。ガイドのActive Learning 欄^{注13)}において、「差別や偏見、社会的排除を解消するためには、どのような課題があるのかを考える」ことと、また、差別と偏見は古くからある問題であるためこれを克服していくことが必要であり、そのためにも問題の本質を知り行動していくことが現代社会に生きる者の課題であるとのみ記載されている。教育に含むべき事項（内容）外であるが、「社会福祉の歴史」に関するガイド該当ページP17・18に、障害者に対する差別的施策について触れられており、精神障害者の

私宅監置、ハンセン病患者に対する施策として、らい予防法、優性保護法が人権尊重の理念とはかけ離れたものであるとし、「個人」と「社会」のありようを歴史的視点から学ぶことより個人の問題をその人の問題とせず広く社会の問題として捉える視点を身に付けることができると指摘している。

3) 「障害者福祉」

「障害者福祉」においては、教育に含むべき事項(内容)として「障害者福祉の歴史」の中の想定される教育内容に「障害観の変遷」があり「差別と偏見、障害者の権利条約の批准の経緯、障害者基本法の変遷」が含まれている。ガイド該当ページはP26～35に渡り述べられている。該当ページの前半は、障害観として、瞽女、恵比寿、福助、福子伝承について指摘している。P31からは優生思想について触れられており、1948年に制定された優生保護法が、1996年に母体保護法に改正された後も周知が徹底されず当時のケースワーカーから不妊手術を勧められたと申し立てる当事者もいること、障害者施設に隔離収容することで繁殖を防ぎ根絶できると利点を強調していた史実を学ぶことができる。しかし、一方で現代における相模原殺傷事件については、該当ページには触れられておらず、P102に一文のみ登場している。

他、教育に含むべき事項(内容)として「障害者に対する法制度」の中の想定される教育内容に「障害を理由とする差別の解消の批准に関する法律(障害者差別解消法)」があり「障害者差別解消法の概要、障害を理由とする差別を解消するための措置(合理的な配慮)」が含まれている。ガイド該当ページはP160～164であり、一般的な法の概要について学ぶことができる。

4) 「貧困に対する支援」

「貧困に対する支援」においては、教育に含むべき事項(内容)として「貧困の歴史」の中の想定される教育内容に「貧困状態にある人に対する福祉の理念」があり「人権の尊重、尊厳の保持、貧困、格差、差別の解消」が含まれている。ガイド該当ページはP44～46の3ページ

であった。日本国憲法における近代的な人権思想の全体を貫く中心的な価値は「個人の尊厳」であり、特に貧困者の支援にかかわる者が意識しておくべき条文として第13条、第14条を挙げ、貧困により個人としての自由な意思表示が制限される等は基本的人権の侵害であり、貧困という理由に基づく差別であると指摘し、人権思想の全体を貫く中心的な価値は「個人の尊厳」であり、「個人の尊厳」を損なうような形で援助を行うことは明確に否定されている。また、ガイドのActive Learning欄において、「生活保護受給者への差別や偏見を助長すると思われる言動を取り上げ、それが誤りであることを立証すること」とあった。生活保護受給者への差別や偏見を助長する言動というよりむしろ行動においては、小田原生活保護ジャンパー事件が想起されるが、この史実については一切触れられていなかった。

5) 「権利擁護を支える法制度」

「権利擁護を支える法制度」においては、教育に含むべき事項(内容)として「権利擁護の意義と支える仕組み」の中の想定される教育内容に「差別禁止法の概要」があり「障害者差別解消法」が含まれていた。ガイド該当ページはP101～103の3ページであり、「障害者福祉」の法的部分と同様、一般的な法の概要について学ぶものとなっている。

6) 新旧カリキュラム「偏見・差別」比較について

「偏見・差別」に関して倫理綱領の改訂では変化は見られなかったが、社会福祉士養成カリキュラムではどのように変化しているだろうか。2021年度からの新カリキュラムの教育内容から、「偏見・差別」に関する「ねらい(目標)」、「教育に含むべき事項(内容)と想定される教育内容の例」の項目から該当科目・単元・ガイドを閲覧し、2009年度4月から新カリキュラム見直しまで適用されていた旧カリキュラム^{注14)}との教育内容の比較について「表1 新カリキュラムと旧カリキュラムにおける「偏見・差別」教育内容比較表」としてまとめた。新カリキュラム名「社会学と社会システム」、「社会福祉の

表1 新カリキュラムと旧カリキュラムにおける「偏見・差別」教育内容比較表

科目名(旧カリキュラム名)	教育に含むべき事項	想定される教育内容		旧カリキュラムにおける想定される教育内容
社会学と社会システム(社会学理論と社会システム)	市民社会と公共性	偏見と差別	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベリング理論、逸脱 ・マイノリティ(LGBT等を含む) ・社会的排除、排斥 	差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊
社会福祉の原理と政策(現代社会と福祉)	社会問題と社会構造	現代における社会問題	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困、孤立、失業、要援護性、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、ニューリスク、依存症、自殺 	貧困、孤独、失業、要援護(児童、高齢、障害、寡婦)、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク
障害者福祉(障害者に対する支援と障害者自立支援制度)	障害者福祉の歴史	障害観の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・差別と偏見 ・障害者の権利条約の批准の経緯 ・障害者基本法の変遷 	該当なし
	障害者に対する法制度	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の概要 ・障害を理由とする差別を解消するための措置(合理的配慮) 	該当なし
貧困に対する支援(低所得者に対する支援と生活保護制度)	貧困の歴史	貧困状態にある人に対する福祉の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重 ・尊厳の保持 ・貧困、格差、差別の解消 	該当なし
権利擁護を支える法制度(権利擁護と成年後見制度)	権利擁護の意義と支える仕組み	差別禁止法の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法 	該当なし

原理と政策」においては以前より「偏見・差別」に関して学ぶ項目は同一であるが、新カリキュラム名「障害者福祉」、「貧困に対する支援」、「権利擁護を支える法制度」においては、旧カリキュラムでは「偏見・差別」に関する学ぶべき項目は含まれていないことがわかった。障害者差別解消法等の法概要について学ぶことが追加されたことは当然だとして、「偏見・差別」について学ぶ科目、単元が増えたことを「表1 新カリキュラムと旧カリキュラムにおける「偏見・差別」教育内容比較表」より可視化することができた。したがって、倫理綱領が改訂されない中、養成カリキュラムでは学ぶ科目、単元が増えたことは評価に値すると言える。

IV. 考察

20年以上前にガイドで仲村(1999)が指摘した過去の過ちとは、部落差別(同和問題)、優性思想、感染症患者・障害者差別等に関する歴史的事実だと考えられるが、近年においても小田原生活保護ジャンパー事件、相模原殺傷事件等「偏見・差別」を端にした事件が発生している。また、優性思想の下当時のケースワーカーが優勢手術に関わっていたこと^{注15)}、小田原生活保護ジャンパー事件では少数ではあるが社会福祉士の配置があった^{注16)}ことも指摘されており、ソーシャルワーク専門職が時代を経ながら倫理を逸脱しているという問題もある。

冒頭にも述べたように、「偏見・差別」問題はある特定集団に向けられる組織的な憎悪犯罪、憎悪表現(ヘイトスピーチ)等の歴史的事実から、現代においてはステレオタイプに惑わされ歪んだ思い込みからある特定集団やある個人(家族)を攻撃したり、無意識の偏見や無知の為にふと発したSNSの呟きが、発した本人すら気付かないままに人を傷つけてしまう「偏見・差別」問題と幅が広い。

社会福祉士の役割はあくまでも人間の尊厳、人権尊重の下、「偏見・差別」に苦しむ社会的弱者である少数派の方々の味方であることだ。クライアント個人を受容し、辛い目にあったクライアントの話に、同情や「ひどい話だ」で済まらずプロフェッショナルな対応が求められ

る。その対応の一つが、対人援助の基本である「バイステックの7原則」^{注17)}の会得であると考えている。歴史的事実と向き合い学ぶと同時に、「バイステックの7原則」等によって対人援助の知識・技術を学ぶことで、より質の高い社会福祉士養成教育へと繋がる可能性がある。

V. まとめ

「偏見・差別」をなくす取り組みとして、相手を良く知る必要がある。良く知るためには、知識を多く取り入れることが大事になってくる。女優の樹木希林さんが、ハンセン病患者役で映画「あん」を演じた際、日本財団のインタビューで「こんなに過酷な、こんなに悲しい寂しい虚しい日々を送らざるを得なかった状況があることを知らなかった自分を恥じた」^{注18)}と答えている。

正しく知ること、不必要に人を傷つけたり無知で無邪気に人を傷つけることも少なくなる。病気で苦しむ人々がさらに傷つくことがないような世の中になることを願っている。現代は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、見えないものに怯え苦しみ、その苛立ちを簡単に発信できるSNS等で他人に責任転嫁しているように思う。人を叩いたり、「ひどいね、可哀想だね」と口先だけで憐れむことでスッキリするといった風潮にも警笛を鳴らしたい。「偏見・差別」の心は人が人を思いやる気持ちの欠如が生み出している。人が人を思いやり、気持ちを繋ぐ、そういった心の在り方を説くような学生の感性に訴え掛ける社会福祉士養成教育を展開したいと考えている。

今回研究を行い、先述の通り小田原生活保護ジャンパー事件、優生保護法等について、時代、政治の流れとは言え一部ソーシャルワーカーも関与していた史実もあり、仲村の言う過去の過ちから学ぶべきだという文言を借りるとすると、「偏見・差別」の歴史的事象についてはぜひ学び知っておくべき事項だと考えた。無知ゆえに許される「偏見・差別」などなく、時代にそぐわない。社会福祉士が率先して「偏見・差別」に戦う姿勢を持つために、過去の「偏見・差別」問題の過ちから学び、現在の問題に取り組み、

未来に予測される「偏見・差別」問題を予測し予防する（SNS上に横行する「偏見・差別」問題を抑制する）ことが社会福祉士の役割だと考えている。「温故知新」古きをたずね新しきを知る感性を研ぎ澄ませたい。社会福祉士となって四半世紀、「偏見・差別」のない世の中にするために貢献したいと強く願う。

今回の研究は一部のガイド閲覧に留ってしまったこと、2009年度以前の社会福祉士養成カリキュラムについて触れられなかったこともあり、養成教育スタート時からの比較検討を重ねることにより手厚い研究となったであろう。今回の反省を生かし、次の研究に繋げていきたいと考えている。

【謝辞】

この度、本文執筆にあたり、査読者様によるご助言、現代社会学部佐藤直由教授より丁寧なご指導を賜りました。今後とも質の高い社会福祉士養成教育に尽力したいと考えております。この場をお借りし、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

【注】

- 1) 日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) 「改定『ソーシャルワーカーの倫理綱領』の見どころ～変更したポイントから～」(2021.9.21閲覧)
http://jfsw.org/wp-content/uploads/2021/07/Social-Worker-Code-of-Ethics_01.pdf
- 2) 公益社団法人日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領」(2021.4.12閲覧)
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/rinrikoryo.html>
- 3) 公益社団法人日本社会福祉士会「社会福祉士の行動規範」(2021.9.13閲覧)
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/kodokihan.pdf>
- 4) 北村英哉・唐沢穰. 偏見や差別はなぜ起こる?. ちとせプレス (2018)
- 5) 村野英一. 生活保護「なめんな」、上着にプリント小田原市職員ら. 朝日新聞デジタル (2017.1.17) (2022.1.5 閲覧)

<https://www.asahi.com/articles/ASK1K551JK1KULOB026.html>

- 6) 介護福祉士養成講座編集委員会. 最新・介護福祉士養成講座第1巻人間の理解第1版. 中央法規出版 (2019); P23
- 7) 1) 同掲
- 8) ミネルヴァ書房編集部編. 社会福祉小六法2020. ミネルヴァ書房 (2020); P163～168
- 9) 仲村優一監. 日本ソーシャルワーカー協会倫理問題委員会編. ソーシャルワーク倫理ハンドブック. 中央法規出版 (1999)
- 10) 厚生労働省「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(2019.9.19閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>
- 11) 厚生労働省「社会福祉士養成課程のカリキュラム令和元年度改定」(令和2年3月6日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策) (2019.9.19閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000606419.pdf>
- 12) 社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第3巻社会学と社会システム第1版. 中央法規出版 (2021)
社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第4巻社会福祉の原理と政策第1版. 中央法規出版 (2021)
社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第8巻障害者福祉第1版. 中央法規出版 (2021)
社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座専門科目第4巻貧困に対する支援第1版. 中央法規出版 (2021)
社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第9巻権利擁護を支える制度第1版. 中央法規出版 (2021)
- 13) 社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第4巻社会

福祉の原理と政策第1版. 中央法規出版(2021); 本書において学習の便宜を図る目的として「Active Learning」の欄が設けられており学生の主体的な学び、対話的な学び、深い学びを促進することを目的に設けられており学習内容の次のステップとして活用できるようになっている。

- 14) 厚生労働省「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(案)」(2019.9.19閲覧)
- 15) 社会福祉士養成講座編集委員会. 最新・社会福祉士養成講座共通科目第8巻障害者福祉第1版. 中央法規出版(2021); P32
- 16) 田中秀和. 生活保護ケースワーカーの資格制度に関する歴史的考察—関連する事件と政策の分析を中心に—. 立正社会福祉研究第20巻(2019); P12・13
- 17) F.P バイステック(尾崎新・福田俊子・原田和幸訳). ケースワークの原則〔新訳版〕. 誠信書房(1996)
- 18) 篠智広太 BuzzFeed News Reporter, Japan. 樹木希林さんが「知らなかった自分を恥じました」と語った、ハンセン病(2022.3.2閲覧)
<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/an-kikikirin>

【引用文献】

- 1) 「偏見」新村出. 広辞苑第6版. 岩波新書(2018); P2652
- 2) 「差別」1) 同掲、P1192
- 3) 東京都足立区ホームページ「差別・偏見」って何?(2021.9.15閲覧)
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/somu/kurashi/sekatsu-mondai/jinken-sabetsu.html>
- 4) 北村英哉・唐沢穰. 偏見や差別はなぜ起こる?. ちとせプレス(2018); はしがき iii
- 5) 4) 同掲、17・18頁
- 6) 仲村優一監. 日本ソーシャルワーカー協会倫理問題委員会編. ソーシャルワーク倫理ハンドブック. 中央法規出版(1999);

12～14頁

- 7) 6) 同掲、P32・33
- 8) 公益社団法人日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領」(2021.4.12閲覧)
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/rinrikoryo.html>

【参考文献】

- 高木博史. ソーシャルワークぎふ24号. 一般社団法人岐阜県社会福祉士会(2019); 15～26

The ways to deal with "prejudice and discrimination" problems in the social worker training education

Naoko ITAGAKI

Abstract

Code of Ethics of Social Workers was revised in 2020 and a new curriculum in the social worker training was introduced in 2021.

Can they deal with the issues of prejudice and discrimination well enough?

The new curriculum was able to evaluate that a subject, units to learn increased while as a result of having examined a "prejudice and discrimination" problem in this report while taking it up, a new Code of Ethics of Social Workers was not revised, but it decided to keep the problems found in this research will be connected to the further study for the purpose of improvement of the quality of social worker training education.

Key word : prejudice, discrimination social worker training education